

1. 各主体に求められる役割

「現在、私たちの生活は、大量生産・大量消費により支えられている。」と言っても言い過ぎではありません。このことが、生物多様性を脅かしている大きな要因の一つになっています。一方、私たちは、「私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられている。」ということについて、ほとんど意識しないで日々過ごしています。また、自然とふれあうことが少なくなったため、生きものに関する知識を得る機会が減っています。生物多様性は、私たちの安全や健康にも大きく影響していますが、生物多様性の大切さをよく理解されてないために、自然を大切にする意識が薄く、結果的に生物多様性が損なわれているという一面もあるのです。

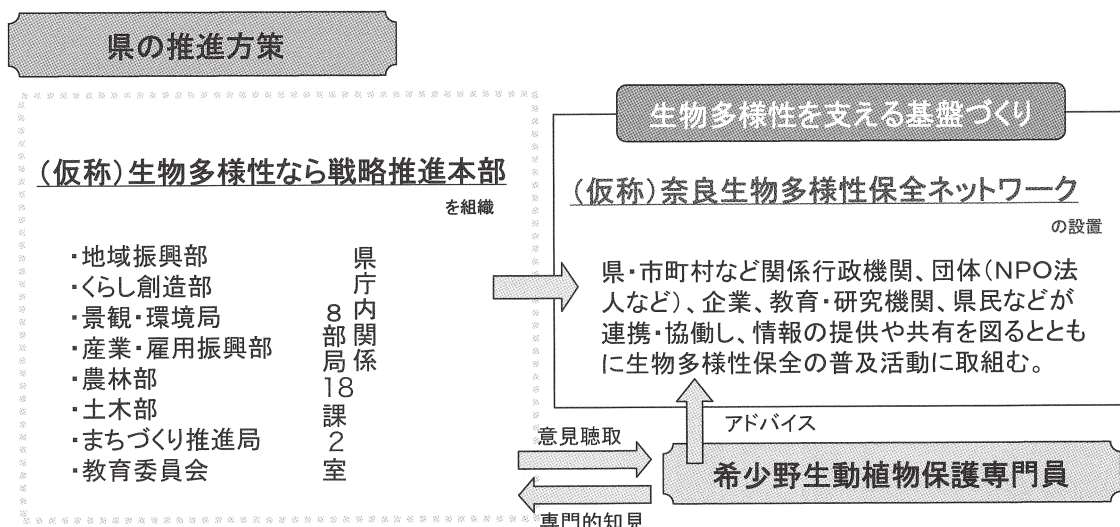
私たちは、利便性・経済性優先の物質的な豊かさを追求するだけでなく、豊かな生物多様性を将来の世代に引き継ぐことの大切さを理解し、そして、自らの生活様式を見直し、行動することが必要となっています。生物多様性は、行政が規制することや普及啓発をするだけでは守っていくことはできません。そこで奈良県では、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するために、県・国・近隣府県・市町村・企業・団体（NPO法人など）・県民などさまざまな主体が共通認識のもと、互いに連携・協力しながら、県内各地でさまざまな取組を行うことを目指しています。

それぞれの主体には以下のような役割が求められます。

（1）県の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の中心となり推進します。推進にあたっては、地域振興部、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、農林部、土木部、まちづくり推進局、教育委員会などの関係部局が連携して取り組む（仮称）「生物多様性なら戦略推進本部」をつくり、奈良県としての対策を進めます。また、学識者からなる希少野生動植物保護専門員から専門的知見を聴取します。

なお、生物多様性を支える基盤づくりの対策の一つとして、市町村、県民、団体（NPO法人など）、企業、大学などの研究機関との連携・協働を図る（仮称）「奈良生物多様性保全ネットワーク」を設置し、奈良県の生物多様性の課題解決や保全活動に取り組みます。



奈良県の自然の特性を踏まえ、第4章にあげた行動計画を着実に取り組むため、推進体制の強化を図るべく、次のような取組を行います。

①県・市町村の自治体職員などへの研修の実施

県・市町村の行政職員および学校の教職員に、生物多様性保全の推進についての適切な役割を担ってもらうために、生物多様性の研修を実施します。

②ホームページ開設についての検討

生物多様性の保全に取り組む団体、地域への貢献として関わっていききたい企業、専門知識や技術のある大学や自然系博物館、市町村などの活動情報および保全活動の情報などを掲載するホームページを立ち上げるにより気軽に参加・連携・協働できる場を提供します。

③生物多様性センター機能関連の業務実施の検討

- ・学校教育の中での生物多様性を意識した学習プログラムの作成および青少年への環境教育
- ・生物種の継続的な調査
- ・調査の証拠となる生物標本の管理
- ・定量的な評価によるレッドリスト・外来種リスト（ブラックリスト）・レッドデータブックの作成
- ・絶滅寸前種の系統保存・ジーンバンク・シードバンクの設置
- ・資料の収集保管、展示、研究、知見の収集、普及啓発

④環境保全型農業・森林の多面的機能を発揮する多様な森林づくりなどに取り組む地域の支援

⑤生態系サービスの価値を「見える化」（定量的評価）することについての検討

生物多様性の現状に関する調査結果から、生物多様性の価値を分かりやすく説明する指標を検討し、「見える化」することにより生態系サービスの重要性について普及啓発を図ります。また、「見える化」を行うためには定点観測が必要なので、県内のホットスポット（豊かな生物多様性が破壊の危機に瀕している地域）の選定を進めます。

⑥経済メカニズムによる生物多様性を保全する制度導入についての検討

- ・生物多様性ミティゲーション（環境損害緩和）の制度化
- ・生物多様性オフセット
- ・ノーネットロス原則（実質的損害回避）
- ・生物多様性バンキング
- ・認証制度
- ・生態系サービスへの支払い（PES：Payment for Ecosystem Services）
- ・環境デ・カップリング

⑦上水道・下水道・廃棄物の管理などの行政サービスの各段階での生物多様性に対する負荷の調査について検討

⑧公共事業や物品などの県内のすべての調達について、生物多様性保全に関する認証制度への対応について検討

- ・フェアウッド調達（森林認証制度（FSC・PEFC・SGEC））
- ・海のエコラベル（MSC）
- ・持続可能なパームオイルによる円卓会議（RSPO）

⑨生態系ネットワーク・ゾーニングに配慮した緑地管理を検討

⑩侵略的外来種の防除に向けての県民活動について検討

⑪都市の緑地での生物の多様性を高めるため県民との協働を検討

⑫学校・地域コミュニティ・公共・民間が一緒となって、できる限り多くの動植物種を探す、生きもの調査の実施について検討

⑬地域住民とのパートナーシップによる希少種の保護制度について検討

- ・生息地スチュワードシップ（管理責任者）
- ・スポンサーシップ
- ・アドプションプログラム（養子化・里親制度）

⑭生物多様性に対する自主的な取組をした企業・団体・個人に対して、奈良県環境保全功労賞により表彰しているが、そのほかにインセンティブが働く認定制度の検討

例えば、地域の生物多様性につながる活動をする事業所、調達物品の生物多様性への

影響を確認する事業所、ペットや鑑賞植物を販売する場合に生態系に対する配慮を説明する店舗、遺伝子の多様性を考慮して在来種の系統を保存する団体、自然観察会・生きもの調査などを地域と一緒に実施している団体、生物多様性の検証にかかせない生物種の標本を収集管理している団体などが、活動しやすくなるような制度の創設を検討します。

（２）国・近隣府県・市町村の役割

○国

生物多様性の保全・持続可能な利用のための活動の方向性を決定するには、現状の把握などの知見が不可欠であり、その知見の集積の中核を担う県立の自然系研究機関を有していないことが奈良県の課題の一つです。国に対しては次のような役割を期待します。

- ①地方公共団体への基礎資料の提供、専門家の派遣、生物多様性の現状調査などの支援
- ②国全体としての、生物多様性の保全のシステムづくり
- ③里地里山の保全活動などに関する連携
- ④生態系サービスの価値を適正に評価、定量化
- ⑤吉野熊野国立公園の保全管理およびユネスコから指定されている大台ヶ原・大峰山生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の適正な保全・管理の推進

○近隣府県

県境や水系の生物多様性の保全については、近隣府県を含めた広域的な対応が必要です。近隣府県に対しては次のような役割を期待します。

- ①森林・里地里山・河川など県境を越えた範囲で生物多様性の保全が必要な場合には広域的な施策を検討
- ②合同調査や連携事業の実施

○市町村

地域の自然・社会的条件に応じた独自の施策を、地域住民と一体となって計画的に進めるように、市町村には次のような取組を期待します。

- ①地域の特性に応じた生物多様性地域戦略の策定
- ②地域住民の生物多様性に対する理解や環境教育の促進
- ③里地里山の整備や保全、希少野生動植物の保護などに取り組む民間団体との協働や支援
- ④地域住民などと連携し、必要に応じて野生動植物の生息・生育状況などの調査を実施

- ⑤国内外来種を含め、外来種問題についての広報・啓発
- ⑥公益上重要な森林の公有林化などの検討と森林所有者などに対する適切な森林施業の実施の指導
- ⑦自然保護活動や自然環境保全活動などの生物多様性の保全を担う人材育成
- ⑧里地里山などの保全・維持管理体制の整備（自治会が行う里地里山の草刈りなどの管理作業に対し支援）

（３）県民の役割

生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを県民一人ひとりに理解していただき、次のような役割を期待します。

- ①地産地消、有機農産物などや県産木材、県産木材を使用した製品などの購入、公共交通機関の利用などの生物多様性に配慮したライフスタイルの実践
- ②環境教育や自然保護、環境保全に係るボランティア活動への参加
- ③国内外来種を含め、外来種問題の正しい理解とそれらの種を野外へ放出・放流しないなど、地域固有種となる野生動植物の保護
- ④希少種の採取や違法な（または、生物多様性に配慮不足な）売買を行わないなど、希少な野生動植物の保護
- ⑤水辺の重要性を理解し、その維持管理活動への参加など、自然豊かな水辺の保全や創出
- ⑥地域の生物多様性の保全について考える「生きものウォッチャー」への登録

（４）団体（NPO 法人など）の役割

それぞれの地域での活動の中心として、次のような役割を期待します。

- ①地域特性に応じた生物多様性の保全に寄与する活動の主体
- ②地域、学校の自然環境保全活動や環境学習活動における生物多様性の専門家としてのアドバイス
- ③希少野生動植物保護巡視団体としての活動
- ④ほかの環境活動団体、行政機関、大学などの研究機関との協働

（５）企業の役割

事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動（CSR）の一環として、次のような役割を期待します。

- ①資源の調達、生産、流通などの企業活動における野生動植物の生息・生育地の保全や保